

新旧対照表

甲府市公衆浴場法施行細則 新旧対照表 (甲府市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則 (令和4年9月規則第35号) 第1条関係)

| 改正後 | 現行 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">○甲府市公衆浴場法施行細則</p> <p style="text-align: right;">平成31年3月29日 規則第5号</p> <p>第1条 (略) (許可の申請)</p> <p>第2条 省令第1条の申請書は、<u>公衆浴場営業許可申請書</u> (第1号様式) とする。</p> <p>第3条～第5条 略 (変更等の届出)</p> <p>第6条 省令第4条の規定による届出は、申請書又は届書に記載した事項を変更したときにあつては<u>公衆浴場営業許可申請書等記載事項変更届</u> (第5号様式) に、営業の全部若しくは一部を停止し、又は廃止したときにあつては公衆浴場営業 (停止・廃止) 届 (第6号様式) によらなければならない。</p> <p>2 <u>営業者は</u>、停止していた営業を再開したときは、その日から10日以内に公衆浴場営業再開届 (第7号様式) により市長に届け出なければならない。</p> <p>3 営業者の死亡 (法人にあつては解散) により営業を<u>廃止した場合における</u>第1項の届出は、戸籍法 (昭和22年法律第224号) 第</p> | <p style="text-align: center;">○甲府市公衆浴場法施行細則</p> <p style="text-align: right;">平成31年3月29日 規則第5号</p> <p>第1条 (略) (許可の申請)</p> <p>第2条 省令第1条の申請書は、<u>公衆浴場経営許可申請書</u> (第1号様式) とする。</p> <p>第3条～第5条 略 (変更等の届出)</p> <p>第6条 省令第4条の規定による届出は、申請書又は届書に記載した事項を変更したときにあつては<u>公衆浴場経営許可申請書等記載事項変更届</u> (第5号様式) に、営業の全部若しくは一部を停止し、又は廃止したときにあつては公衆浴場営業 (停止・廃止) 届 (第6号様式) によらなければならない。</p> <p>2 <u>営業者が</u> 停止していた営業を再開したときは、その日から10日以内に公衆浴場営業再開届 (第7号様式) により市長に届け出なければならない。</p> <p>3 営業者の死亡 (法人にあつては解散) により営業を<u>廃止したとき</u>は、<u>第1項</u>の届出は、戸籍法 (昭和22年法律第224号) 第</p> |

87条第1項に規定する届出義務者（法人にあっては清算人）が行わなければならない。

第7条（略）

（水質の基準）

第8条 条例第5条第1項第2号（同条第2項又は第3項において適用する場合を含む。）の規則で定める原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質の基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき、それぞれ同表の中欄に掲げる方法による検査において同表の右欄に定めるとおりとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するため、この基準により難しく、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないと認めるときは、同表の1の項から4の項までに定める基準の全部又は一部を適用しないことができる。

| | | |
|---------|---|------------|
| 1 （略） | | |
| 2 濁度 | 比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、 <u>散乱光測定法</u> 又は透過散乱法 | 2度以下であること。 |
| 3～6 （略） | | |

2 条例第5条第1項第2号（同条第2項又は第3項において適用する場合を含む。）の規則で定める浴槽水の水質の基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき、それぞれ同表の中欄に掲げる方法による検査において同表の右欄に定めるとおりとする。ただし、温泉水又

87条第1項に規定する届出義務者（法人にあっては清算人）が行わなければならない。

第7条（略）

（水質の基準）

第8条 条例第4条第1項第17号

_____の規則で定める原湯、原水、上り用湯及び上り用水の水質の基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき、それぞれ同表の中欄に掲げる方法による検査において同表の右欄に定めるとおりとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するため、この基準により難しく、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないと認めるときは、同表の1の項から4の項までに定める基準の全部又は一部を適用しないことができる。

| | | |
|---------|---|------------|
| 1 （略） | | |
| 2 濁度 | 比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、 <u>散乱光測定法</u> 又は透過散乱法 | 2度以下であること。 |
| 3～6 （略） | | |

2 条例第4条第1項第17号

_____の規則で定める浴槽水の水質の基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき、それぞれ同表の中欄に掲げる方法による検査において同表の右欄に定めるとおりとする。ただし、温泉水又

は井戸水を使用するため、この基準により難しく、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないと認めるときは、同表の1の項及び2の項の基準の両方又はどちらかを適用しないことができる。

| | | |
|--------|--|--------------------|
| 1 濁度 | 比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、 <u>散乱光測定法</u> 又は透過散乱法 | 5度以下であること。 |
| 2 (略) | | |
| 3 大腸菌群 | 下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和37年厚生省令・建設省令第1号)第6条に規定する方法 | 1ミリリットル中1個以下であること。 |
| 4 (略) | | |

(水質検査)

第9条 条例第5条第1項第4号の規則で定める水質検査は、毎日完全に換水している浴槽水にあつては1年に1回以上、連日使用している浴槽水は1年に2回以上(ただし、浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合には、1年に4回以上)行うこと。

附 則 (略)

第1号様式 (別紙略)

第2号様式～第4号様式 (略)

は井戸水を使用するため、この基準により難しく、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないと認めるときは、同表の1の項及び2の項の基準の両方又はどちらかを適用しないことができる。

| | | |
|--------|--|--------------------|
| 1 濁度 | 比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、 <u>散乱光測定法</u> 又は透過散乱法 | 5度以下であること。 |
| 2 (略) | | |
| 3 大腸菌群 | 下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和37年厚生省令・建設省令第1号)第6条に規定する方法 | 1ミリリットル中1個以下であること。 |
| 4 (略) | | |

(水質検査)

第9条 条例第4条第1項第19号に規定する規則で定める水質検査は、毎日完全に換水している浴槽水にあつては1年に1回以上、連日使用している浴槽水は1年に2回以上(ただし、浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合には、1年に4回以上)行うこと。

附 則 (略)

第1号様式 (別紙略)

第2号様式～第4号様式 (略)

第5号様式～第8号様式 (別紙略)

第5号様式～第8号様式 (別紙略)

甲府市公衆浴場法施行細則 新旧対照表 (甲府市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則 (令和4年9月規則第35号) 第2条関係)

| 改正後 | | | 現行 | | |
|---|-----------|----------------------|---|-------------|------------------|
| <p>○甲府市公衆浴場法施行細則</p> <p style="text-align: right;">平成31年3月29日 規則第5号</p> <p>(水質の基準)</p> <p>第8条 条例第5条第1項第2号(同条第2項又は第3項において適用する場合を含む。)の規則で定める原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質の基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき、それぞれ同表の中欄に掲げる方法による検査において同表の右欄に定めるとおりとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するため、この基準により難しく、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないと認めるときは、同表の1の項から<u>5の項</u>までに定める基準の全部又は一部を適用しないことができる。</p> | | | <p>○甲府市公衆浴場法施行細則</p> <p style="text-align: right;">平成31年3月29日 規則第5号</p> <p>(水質の基準)</p> <p>第8条 条例第5条第1項第2号(同条第2項又は第3項において適用する場合を含む。)の規則で定める原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質の基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき、それぞれ同表の中欄に掲げる方法による検査において同表の右欄に定めるとおりとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するため、この基準により難しく、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないと認めるときは、同表の1の項から<u>4の項</u>までに定める基準の全部又は一部を適用しないことができる。</p> | | |
| 1・2 略 | | | 1・2 略 | | |
| 3 pH値 | ガラス電極法 | 5.8以上8.6以下であること。 | 3 水素イオン濃度 | ガラス電極法又は比色法 | 5.8以上8.6以下であること。 |
| 4 有機物(全有機炭素(TOC)の量)(5の項に掲げる場合を除く。) | 全有機炭素計測定法 | 1リットル中3ミリグラム以下であること。 | | | |

| | | | | | |
|---|---|--|---|--|---|
| <p>5 過マンガン酸カリウム消費量 (塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により4の項を適用することが適当でないと認める場合に限る。)</p> | <p>滴定法</p> | <p>1リットル中10ミリグラム以下であること。</p> | <p>4 過マンガン酸カリウム消費量</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> | <p>滴定法</p> | <p>1リットル中10ミリグラム以下であること。</p> |
| <p>6 大腸菌</p> | <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>特定酵素基質培地法</p> | <p>_____</p> <p>検出されないこと。ただし、海水を含む検体で検出された場合にあっては、ダーラム管が入ったECブイヨン10ミリリットルに陽性検体100マイクロリットルを接種し、摂氏44.5度で培養してガス産生が認められないこ</p> | <p>5 大腸菌群</p> | <p>乳糖ブイヨン—ブリリアントグリーン乳糖胆汁ブイヨン培地法又は特定酵素基質培地法</p> | <p>50ミリリットル中に検出されないこと。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> |

| | | |
|-----------|----------------|---|
| | | と。 |
| 7 レジオネラ属菌 | ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法 | 検出されないこと（100ミリリットル中10コロニーフォーミングユニット未満であること。）。 |

2 条例第5条第1項第2号（同条第2項又は第3項において適用する場合を含む。）の規則で定める浴槽水の水質の基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき、それぞれ同表の中欄に掲げる方法による検査において同表の右欄に定めるとおりとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するため、この基準により難く、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないと認めるときは、同表の1の項から3の項までに定める基準の全部又は一部を適用しないことができる。

| | | |
|------------------------------------|-----------|-----------------------|
| 1 (略) | | |
| 2 有機物（全有機炭素（TOC）の量）（3の項に掲げる場合を除く。） | 全有機炭素計測定法 | 1リットル中8ミリグラム以下であること。 |
| 3 過マンガン酸カリウム消費量（塩素化イソシアヌル | 滴定法 | 1リットル中25ミリグラム以下であること。 |

| | | |
|-----------|----------------|----------|
| | | と。 |
| 6 レジオネラ属菌 | 冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法 | 検出されないこと |

2 条例第5条第1項第2号（同条第2項又は第3項において適用する場合を含む。）の規則で定める浴槽水の水質の基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき、それぞれ同表の中欄に掲げる方法による検査において同表の右欄に定めるとおりとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するため、この基準により難く、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないと認めるときは、同表の1の項及び2の項の基準の両方又はどちらかを適用しないことができる。

| | | |
|------------------|-----|-----------------------|
| 1 (略) | | |
| | | |
| 2 過マンガン酸カリウム消費量（ | 滴定法 | 1リットル中25ミリグラム以下であること。 |

| | | |
|---|---|--|
| <p>酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により2等の項を適用することが適当でないことを認める場合に限る。)</p> | | |
| <p>4 大腸菌群 (グラム陰性の無芽胞性の桿菌であって、乳糖を分解して、酸とガスを形成するすべての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。)</p> | <p>下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和37年厚生省令・建設省令第1号)第6条に規定する大腸菌群数の検定方法</p> | <p>1ミリリットル中1個以下であること。</p> |
| <p>5 レジオネラ属菌</p> | <p>ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法</p> | <p>検出されないこと(100ミリリットル中に10コロニーフォーミングユニット未満であること。)</p> |

第9条 (略)

| | | |
|---|--|---|
| <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> | | |
| <p>3 大腸菌群 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> | <p>下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和37年厚生省令・建設省令第1号)第6条に規定する _____ 方法</p> | <p>1ミリリットル中1個以下であること。</p> |
| <p>4 レジオネラ属菌</p> | <p>冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法</p> | <p>検出されないこと _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____。</p> |

第9条 (略)

附 則

- 1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。